

景観事前相談書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

相談者(事業主) 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

以下の行為(※1)を行うため、東京都板橋区景観条例第15条第3項の規定により、事前相談をします。

- ~~ア. 国等による通知を要する行為~~
- ~~イ. 景観重要建造物の許可を受けて行う行為~~
- ~~ウ. 景観重要公共施設について許可を受けて行う行為~~
- ~~エ. 地区計画等の区域内で行う行為~~
- オ. 東京都屋外広告物条例による許可を受けて行う行為

※2 板橋区受付欄

(注意)

- ※1 該当しない事項を二重線で消してください。
- ※2 この欄には、記入しないでください。
- ※3 行為ごとに、次に掲げる内容にしたがってください。
  - (1) 全行為共通
    - ・ 東京都板橋区景観条例施行規則第10条第3項に掲げる図書等を添付してください。
    - ・ 設計又は施行方法の変更のうち、東京都板橋区景観条例第15条第3項の事前相談に係る行為が景観法第16条第7項各号(第3号、第5号及び第10号を除く。)に該当することとなるもの以外は、第9号様式により変更の協議をしてください。
    - ・ 行為の完了後は、第17号様式により完了の報告をしてください。
  - (2) 国等による通知を要する行為、景観重要公共施設について許可を受けて行う行為、地区計画等の区域内で行う行為
    - ・ 本様式2面、3面及び4面を添付してください。
  - (3) 景観重要建造物の許可を受けて行う行為
    - ・ 本様式2面及び5面を添付してください。
  - (4) 東京都屋外広告物条例による許可を受けて行う行為
    - ・ 本様式2面及び6面を添付してください。

※以下の欄は記入しないでください。

分類コード:06-02-14

フォルダー名:事前相談書

保存年限:5年

公開:一部非公開(個人情報)

事案番号	板都都相第 号の		受領日	令和	年	月	日	受領文書の種類	相談者			
宛先					発信者			発信文書の種類				
件名	東京都板橋区景観条例第15条第3項に基づく事前相談について確認する。						保存開始	年度	廃棄	年度		
決裁欄	決定区分	部長	課長	文書主任	係長	起案者	公印	登録	令和	年	月	日
								決定	令和	年	月	日
								施行送				

相談者 (事業主)	氏名のフリガナ
	氏名
	住所 〒
代理者	事務所名・氏名
	担当者名
	所在地 〒
	電話・FAX
	メールアドレス
	(資格) 資格を持っている場合のみ
設計者	事務所名・氏名
	担当者名
	所在地 〒
	電話番号
	(資格) 資格を持っている場合のみ
工事監理者 (決まっている場合)	事務所名・氏名
	所在地 〒
	電話番号
	(資格) 資格を持っている場合のみ
工事施工者 (決まっている場合)	事務所名・氏名
	所在地 〒
	電話番号
	(資格) 資格を持っている場合のみ

1 行為の場所	地名地番	
	住居表示	
	地区の別	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 ( ) 地区) <input type="checkbox"/> 一般地域
2 屋外広告物の概要	表示する内容	
	表示位置 土地・建築物(屋上・壁面・突出)・その他( )	
	広告物の規模 縦 m×横 m、面数 面	
	広告物の種類 広告塔・広告板・はり紙・はり札等・公告旗・その他( )	
	照明 種類 ネオン管(露出・その他)・LED・その他( ) 色 赤色光、黄色光、その他( )	
3 屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項への対応		
地区区分	区分	景観計画の配慮事項への対応
<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 ( ) 地区)	配 置	
	規 模	
<input type="checkbox"/> 一般地域	形態・意匠	
	素材・色彩	
	緑 化	

※ 6面を添付する行為

- ・ 東京都屋外広告物条例による許可を受けて行う行為